

# 資 料 編

## 資料編 目次

- 資料 1 災害時対策会議の設置及び開催ルール
- 資料 2 三河港災害時対策会議規約
- 資料 3 三河港災害時対策会議の体制
- 資料 4 三河港災害時対策会議 設置および運営手順（案）
- 資料 5 発災時の緊急連絡体制
- 資料 6 緊急連絡先一覧
- 資料 7 関係機関の立地図
- 資料 8 港湾施設の概要
- 資料 9 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地
- 資料 10 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表
- 資料 11 発災時概略点検マニュアル
- 資料 12 港湾施設被害状況等整理表
- 資料 13 散乱物の除去方法等
- 資料 14 三河港 BCP 協議会推進体制
- 資料 15 三河港 BCP 協議会規約
- 資料 16 三河港 B C P 協議会 構成員一覧

## 災害時対策会議の設置及び開催ルール

### 災害時対策会議の設置基準（目安）

- ・津波 「大津波警報発表時」
- ・地震 「県内震度5強発生時」
- ・台風・高潮 「特別警報（暴風、高潮、波浪）発表時」
- ・その他、必要と認められる場合（重大事故発生時等）

### 災害時対刻の確認策会議の開催時

以下の手段により、会議開催有無及び開催時刻を確認する。

- ① 三河港務所から構成員に、メールにて開催時刻を伝達する。構成員からメールを受信した旨の返信がない場合には、FAX もしくは電話での伝達をする。
- ② 併せて、三河港務所は災害時対策会議を開催する場合は必ず「災害伝言板」と「災害伝言ダイヤル」、災害情報共有システムのトップページにある「三河港からのお知らせ」に情報を登録する。
- ③ 構成員は、上記①②の手段により開催時刻を確認する。

「災害用伝言板（web171）」の活用  
 伝言板サイトにアクセス (<https://www.web171.jp>)  
 キーとなる電話番号 0532-31-4158 を入力する  
 情報画面が表示されます  
 携帯電話からもネットにつながれば利用可能

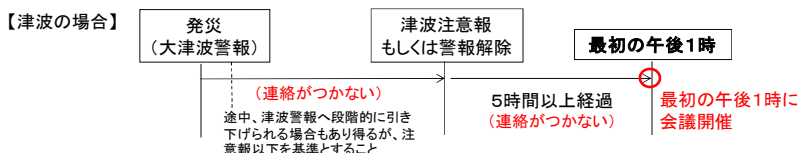
「災害用伝言ダイヤル」の活用  
 171-2-0532-31-4158 に電話をする  
 「こちらは三河港務所です。災害対策会議を、〇月〇日午後〇時に開催します。」  
 と伝言が伝わります。携帯電話からは、会社により利用可能

災害情報共有システムの URL  
<https://aichi-kowansaigaijoho.jp/>  
 インターネットブラウザを開き、アドレス・ユーザー名・パスワードを入力してください。  
 ※ユーザーID・パスワードは各社に配布しています。  
 不明な場合は港務所にお問い合わせください。

### 連絡がつかない場合の開催時刻の判断

★上記の通信手段が利用できない場合は、以下の基準にて開催時刻を判断する。

種別	開催基準	連絡がつかない場合の開催時刻
津波	大津波警報が発表された場合	津波注意報に引き下げもしくは警報解除後、5時間経過以降の午後1時
地震	県内震度5強以上が発生した場合	地震発生後5時間経過以降の午後1時
台風 高潮	特別警報（暴風、高潮、波浪）が発表された場合	注意報に引き下げもしくは警報解除後、5時間経過以降の午後1時



## 資料2 三河港災害時対策会議規約

### 三河港災害時対策会議規約

(名称)

#### 第1条

本会議は、「三河港災害時対策会議」(以下、「対策会議」という)と称する。

(目的)

#### 第2条

対策会議は、大規模災害時(重大事故発生時を含む)において、三河港の港湾機能の継続を図るため、関係者間で必要な情報の共有を図るとともに、応急復旧方針など各種対応に向けた調整を行うものとする。

(主な行動内容)

#### 第3条

- ① 港湾施設、道路施設等の被害状況や利用制限及び復旧に向けた対応にかかる情報の共有
- ② 応急措置・復旧方針に関する調整
- ③ 災害対策本部(県、市町)及び国の要請事項にかかる調整
- ④ 応急措置、復旧のための資材等の効率的な配分の調整
- ⑤ 復旧予定等の共有

(対策会議の設置と構成員)

#### 第4条

対策会議は、災害発生後、速やかに愛知県三河港務所に設置する。

2 対策会議の構成員は、別紙 構成員一覧によるものとする。

なお、緊急時には速やかな調整・判断が求められるため、原則として各機関の現場実務に精通した者を出席させるものとする。

3 対策会議の招集は、愛知県三河港務所が行うものとする。

4 招集対象者は、状況に応じて構成員以外のものを含むこと又は一部の構成員を除くことができるものとする。

(会議の効果等)

#### 第5条

対策会議で合意した事項について、各機関は対応に努めるものとする。

2 対策会議の出席者が限定されていた場合の合意事項は、その会議の出席者において有効であるものとする。

3 緊急時等において、対策会議によらず採られた対応について、対策会議は否定するものではない。

(その他)

#### 第6条

対策会議の庶務は、愛知県三河港務所及び愛知県三河港務所蒲郡出張所が行うものとする。

2 この規約について疑義又は修正すべき事項が生じた場合は、必要に応じて関係者の合意のうえ、規約を変更することができるものとする。

#### 附則

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

平成28年2月18日から改正施行する。

資料3 建設三河港災害時対策会議の体制

表 「三河港災害時対策会議」構成員一覧

1) 豊橋・田原地区

	機 関 名
港湾関係者	豊橋埠頭株式会社
	愛知海運産業株式会社
	トピー海運株式会社
	鈴与株式会社 豊橋支店
	日本通運株式会社 豊橋支店
	豊橋港運株式会社
	神野臨海株式会社
	株式会社フジトランスコーポレーション 豊橋支店
	株式会社上組 豊川支店
	三河港コンテナターミナル株式会社
	総合ポートサービス株式会社
	伊勢三河湾水先区水先人会 ※
衣浦港三河港船舶保安情報センター (株式会社東洋信号通信社)	
建設業関係	協定に基づく支援業者
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署
道路管理者	愛知県東三河建設事務所 ※
行政	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署 ※
庶務	愛知県三河港務所

2) 蒲郡地区

	機 関 名
港湾関係者	日本通運株式会社 蒲郡支店
	愛知海運株式会社 蒲郡カンパニー
	蒲郡港営施設株式会社
建設業関係	協定に基づく支援業者
庶務	愛知県三河港務所 蒲郡出張所

平成 28 年 2 月 18 日現在

<p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時、豊橋・田原地区と蒲郡地区で各々対策会議を招集する。</li> <li>・会議場所は、豊橋・田原地区：愛知県三河港務所、蒲郡地区：愛知県三河港務所蒲郡出張所とする。また、WEB 会議も併用開催する。</li> <li>・三河港務所本部と三河港務所蒲郡出張所で会議結果を相互に報告し、豊橋・田原地区と蒲郡地区の情報共有を図る。</li> <li>・※の機関について 発災時、必ず招集するものではない。必要に応じて協力を仰ぐ。</li> </ul>
---

資料4 三河港災害時対策会議 設置および運営手順（案）

三河港災害時対策会議 設置及び運営手順（案）

1. 目的

本手順書は、災害時対策会議を設置・運営するための手順や留意事項について、主に事務局（港務所）の視点から取りまとめたものである。なお、この内容は平成28年のBCP訓練を基に作成したものであり、今後マニュアル化を検討する。

2. 三河港災害時対策会議の設置基準及び参集体制

三河港BCP「発災時の緊急連絡体制」および「三河港災害時対策会議 規約」に従い、設置及び関係者に対する開催連絡を行う。

3. 災害時対策会議の設置場所

設置場所：三河港務所2階応接室  
 代替場所：未定

4. 災害時対策会議の運営体制

三河港務所は、災害時対策会議の議長、進行役、庶務担当等の体制について予め定めておく。

5. 災害時対策会議の議事及び進行方法

災害後3日程度及び災害後1週間程度で取り扱うべき議事と進行方法を記載する。

5.1 災害時対策会議（災害後3日程度の段階）

(1) 目標

応急復旧優先順位の決定

(2) 議事及び進行手順

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	・開会を宣言する（港務所）	
2. 被害状況報告 ・港湾及び道路施設の被害状況 ・航路啓開及び道路啓開の状況	・港湾管理者及び関係機関にて把握している被害概要や点検結果を、図面・表を用いて共有する  ・港長及び港湾管理者は、詳細な被害内容（点検結果）ではなく、被害の全体像や再開の目途の説明に努めること ※判明している事実関係の報告に努める	・被害整理結果（図・表） ※配布物もあると良い ・関係機関（行政）の対応状況の確認
3. 使用制限	・港長及び港湾管理者から、現時点の使用制限を伝える ※判明している事実関係の報告に努める	・保安署との状況確認

議事	進行手順、留意点	事前準備
4. 応急復旧の最優先順位の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の概況を踏まえ、BCPに即した最優先順位の考え方を説明する。</li> <li>※三河港 BCP 災害時対応共通編4.「復旧目標・復旧優先順位」による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁の状況確認</li> </ul>
5. 応急復旧優先順位の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧の着目点を説明し、利用者と調整を図り、優先順位を決定する</li> <li>※三河港 BCP 災害時対応共通編4.「復旧目標・復旧優先順位」による</li> </ul>	
6. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場</li> <li>緊急物資輸送の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場に関する調整事項があれば伝える</li> <li>緊急物資受け入れに関連した調整事項があれば調整を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に問い合わせ対応状況を確認する</li> </ul>
7. 閉会	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉会を宣言する</li> </ul>	

## 5.2 災害時対策会議（災害後7日程度の段階）

### (1) 目標

応急工程の確認と調整（応急復旧の作業範囲、作業分担、作業時期）

### (2) 議事及び進行手順

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	<ul style="list-style-type: none"> <li>開会を宣言する（港務所）</li> </ul>	
2. 被害状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾及び道路施設の被害状況</li> <li>航路啓開及び道路啓開の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回からの更新情報を中心に伝える</li> <li>※判明している事実関係の報告に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害整理結果（図・表）</li> <li>※配布物もあると良い</li> <li>関係機関（行政）の対応状況の確認</li> </ul>
3. 使用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾管理者及び港長から、現時点の使用制限を伝える</li> <li>※判明している事実関係の報告に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安署との状況確認</li> </ul>
4. 応急復旧工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工程を説明する</li> <li>港湾利用者等から、質問や要望があるか意見を伺う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工程表</li> </ul>
5. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場</li> <li>緊急物資輸送の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場に関する調整事項があれば伝える</li> <li>緊急物資受け入れに関連した調整事項があれば調整を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に問い合わせ対応状況を確認する</li> </ul>
6. 閉会	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉会を宣言する</li> </ul>	

## 5.3 以降の開催要領

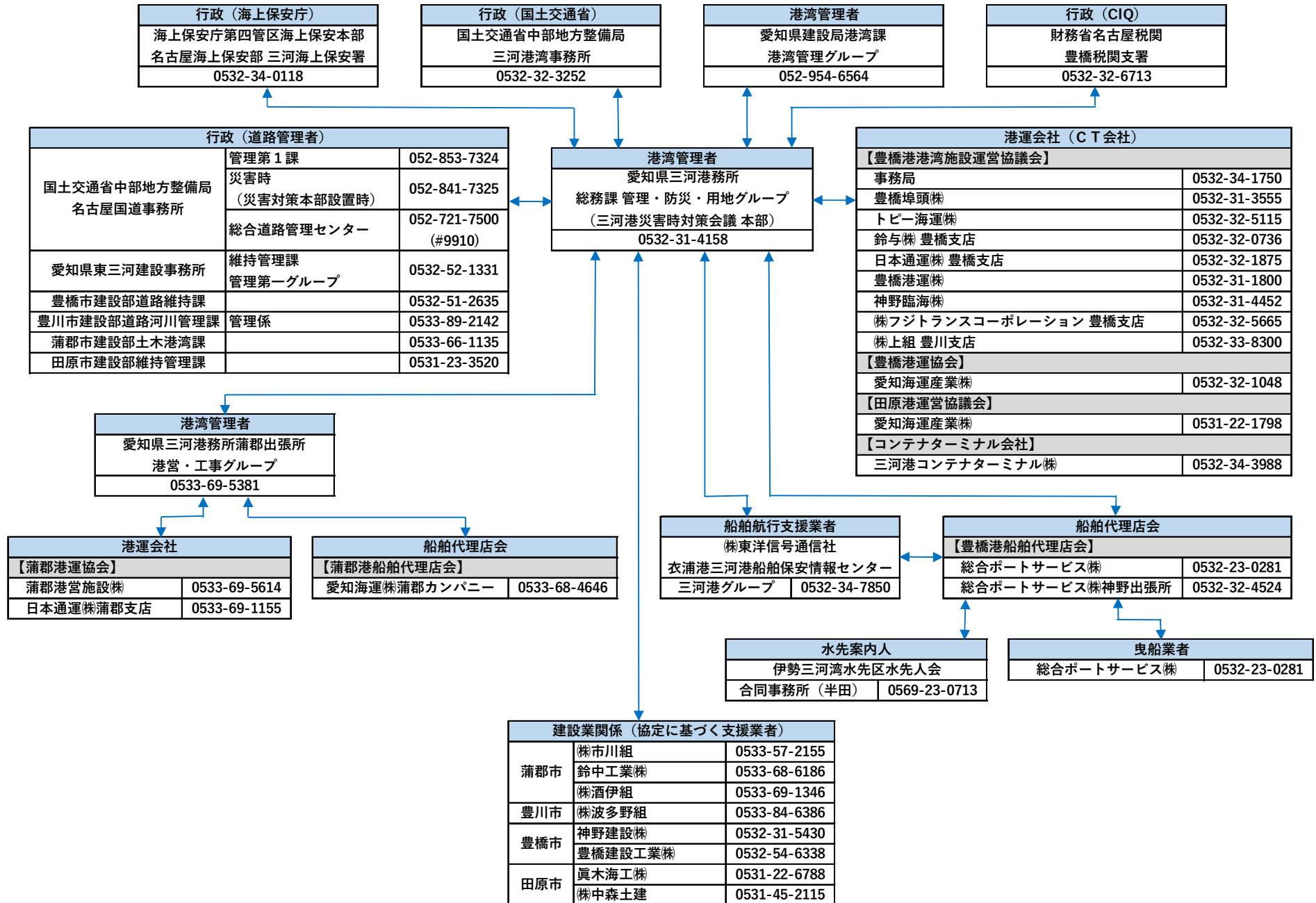
適宜開催し早期物流再開に向けた調整を行う。

## 6. 備品一覧

災害時対策会議に必要な備品について定める。（三河港全体図、ふ頭利用計画等）



資料5 発災時の緊急連絡体制



資料6 緊急連絡先一覧

表 緊急連絡先一覧

		組織名	TEL	FAX	住所	e-mail	衛星携帯電話	保有する無線	国際VHF	
三河港災害時対策会議 本部		愛知県三河港務所 総務課 管理・防災・用地 グループ	0532-31-4158	0532-31-4400	豊橋市神野ふ頭町3-9	〇〇〇〇	—	防災行政無線 ①MCA無線(404) ②MCA無線(201)	—	
		愛知県三河港務所蒲郡出張所	0533-69-5381	0533-69-5369	蒲郡市浜町4-2	〇〇〇〇	—	防災行政無線	—	
		愛知県建設局港湾課	052-954-6564	052-953-1793	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	〇〇〇〇	—	防災行政無線	—	
行政	国土交通省	国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所	副所長 保全課長	0532-32-3252	0532-32-5049	豊橋市神野ふ頭町1-1	〇〇〇〇	090-9028-0104	—	—
	海上保安庁	海上保安庁第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署		0532-34-0118	0532-32-6699	豊橋市神野ふ頭町3-11	〇〇〇〇	—	①MCA無線(414)	—
	C I Q	財務省名古屋税関 豊橋税関支署		0532-32-6713	0532-32-6844	豊橋市神野ふ頭町3-11	〇〇〇〇	8816-234-31089	—	—
	道路	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所	管理第1課 (夜間、閉庁日は統合道 路管理センターに転送)	052-853-7324	052-841-2517	名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	〇〇〇〇	090-9025-2172	—	—
			災害時 (災害対策支部設置時)	052-841-7325	052-841-4944					
			統合道路管理センター	052-721-7500 (#9910)	—	—	〇〇〇〇	—	—	—
		愛知県東三河建設事務所	維持管理課 管理第一グループ	0532-52-1331	0532-52-1310	豊橋市今橋町6	〇〇〇〇	—	①MCA無線(403)	—
		豊橋市建設部道路維持課		0532-51-2635	—	豊橋市今橋町1	〇〇〇〇	—	①MCA無線(186)	—
		豊川市建設部道路河川管理課	管理係	0533-89-2142	0533-89-2171	豊川市諏訪1丁目1	〇〇〇〇	—	防災行政無線	—
		蒲郡市建設部土木港湾課		0533-66-1135	0533-66-1191	蒲郡市旭町17-1	〇〇〇〇	—	—	—
	田原市建設部維持管理課		0531-23-3520	0531-23-0180	田原市田原町南番場30-1	〇〇〇〇	—	—	—	
	港運会社	豊橋港港湾施設運営協議会	事務局	0532-34-1750	0532-34-1753	豊橋市神野ふ頭町3-29	〇〇〇〇	—	—	—
		豊橋港港湾施設運営協議会	豊橋埠頭株	0532-31-3555	0532-32-6738	豊橋市神野ふ頭町10-1	〇〇〇〇	—	—	—
豊橋港運協会		愛知海運産業株	0532-32-1048	0532-32-0945	豊橋市神野ふ頭町3-14	〇〇〇〇	—	—	—	
田原港運協議会		愛知海運産業株	0531-22-1798	0531-23-2005	田原市緑が浜4号1-5	〇〇〇〇	—	—	—	
豊橋港港湾施設運営協議会		トビー海運株	0532-32-5115	0532-32-5347	豊橋市神野ふ頭町3-15	〇〇〇〇	—	—	—	
豊橋港港湾施設運営協議会		鈴与株 豊橋支店	0532-32-0736	0532-32-6314	豊橋市神野ふ頭町3-18	〇〇〇〇	—	—	—	
豊橋港港湾施設運営協議会		日本通運株 豊橋支店	0532-32-1875	0532-32-6229	豊橋市神野ふ頭町5-1	〇〇〇〇	—	—	—	
豊橋港港湾施設運営協議会		豊橋港運株	0532-31-1800	0532-32-5260	豊橋市神野ふ頭町3-1	〇〇〇〇	—	—	—	
豊橋港港湾施設運営協議会		神野臨海株	0532-31-4452	0532-32-2145	豊橋市神野ふ頭町2	〇〇〇〇	—	—	—	
豊橋港港湾施設運営協議会		株フジトランスコーポレーション 豊橋支店	0532-32-5665	0532-31-8430	豊橋市神野ふ頭町10-1	〇〇〇〇	—	—	—	
蒲郡港運協会		蒲郡港運株	0533-69-5614	0532-69-6099	蒲郡市浜町14	〇〇〇〇	—	—	—	
蒲郡港運協会		日本通運株蒲郡支店	0533-69-1155	0533-67-4632	蒲郡市浜町73-6	〇〇〇〇	—	—	—	
コンテナターミナル会社		三河港コンテナターミナル株	0532-34-3988	0532-34-3980	豊橋市神野ふ頭町3-29	〇〇〇〇	—	—	—	
船舶代理店会	豊橋港船舶代理店会	総合ポートサービス株	0532-23-0281	0532-23-3124	豊橋市明海町5-1	〇〇〇〇	—	—	—	
		総合ポートサービス株神野出張所	0532-32-4524	0532-32-4846	豊橋市神野ふ頭町3-6	〇〇〇〇	—	—	—	
	蒲郡港船舶代理店会	愛知海運株蒲郡カンパニー	0533-68-4646	0533-68-2985	蒲郡市浜町21	〇〇〇〇	—	—	—	
船舶航行支援業者		株東洋信号通信社 衣浦港三河港船舶保安情報センター	三河港グループ	0532-34-7850	0532-34-7860	豊橋市神野西町1-8	〇〇〇〇	—	①MCA無線(101) CH16(呼出専用) CH11・12	
水先案内人		伊勢三河湾水先区水先人会	合同事務所(半田)	0569-23-0713	0569-22-8835	半田市11号地1-5	〇〇〇〇	—	—	
曳船業者		総合ポートサービス株		0532-23-0281	0532-23-3124	豊橋市明海町5-1	〇〇〇〇	—	—	

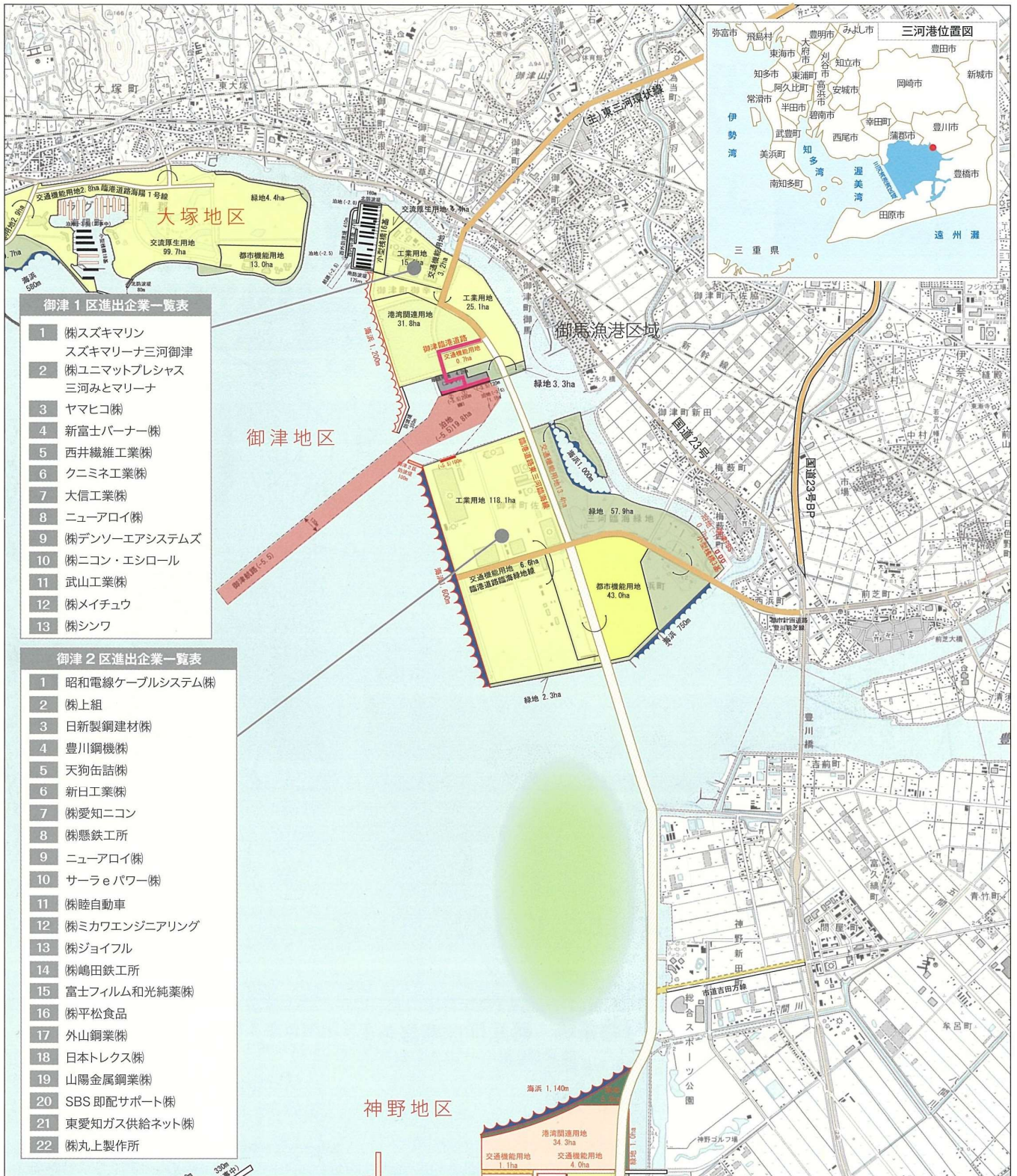
資料7 関係機関の立地図



# 資料8 港湾施設の概要

※最新の要覧を確認すること

※平成 29 年度に御津公共岸壁が完成



資料9 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地

(1) 蒲郡地区



図：蒲郡地区

選定要件等		選定の考え方など	1	2	3	4	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	4.3ha	4.0ha	1.5ha	1.0ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	コンクリート、 アスファルト舗装	コンクリート、 アスファルト舗装	芝地など	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	蒲郡港営株、 浜町保税蔵置所	愛知海運株、 蒲郡埠頭7号土場	市民、 蒲郡緑地内浜町野球 場	市民、 蒲郡緑地内浜町多目 的広場
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	貨物有（土砂、ドラ ム缶等）	貨物有（原木等）	野球場	多目的広場
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	隣接岸壁有り GH01 (-10) 185m	隣接岸壁有り GG05 (-7.5) 390m	近接物揚場有り (-4) 250m	近接物揚場有り (-4) 250m
		接続道路	接続道路はどれか？	緑地公園通り～県道 396号～国道247号	緑地公園通り～県道 396号～国道247号	緑地公園通り～県道 396号～国道247号	緑地公園通り～県道 396号～国道247号
	環境影響	周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	
	その他配慮事項	上記以外で港湾管理者として配慮が必要な事項があれば記載		周辺に蒲郡市保健医 療センター有り	周辺に蒲郡市保健医 療センター有り	周辺に蒲郡市保健医 療センター有り	
備考	仮置場の分類	一次仮置き場	一次仮置き場	二次仮置き場	二次仮置き場		
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入 ○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可				
		最寄り岸壁					
		接続道路					
評価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外					

(2) 大塚地区・御津地区



図：大塚地区



図：御津地区

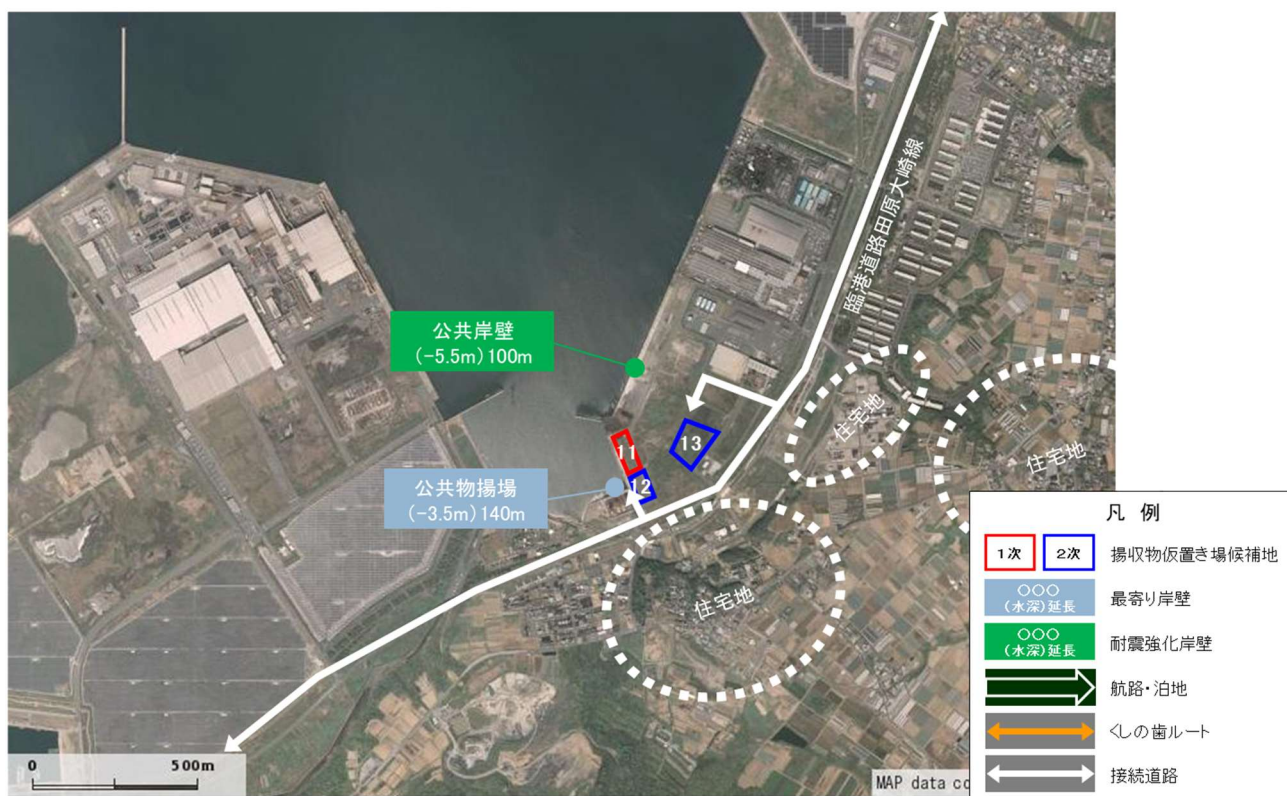
選定要件等		選定の考え方など	5	6	7	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	0.3ha	0.7ha	3.2ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	芝地など	アスファルト舗装	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	市民、 海陽ヨットハーバ ー	市民、 三河臨海緑地内駐車 場	市民、 三河臨海緑地内野球 場
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	広場	駐車場	野球場
	アクセ ス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	最寄り岸壁無し	近接岸壁有り (-5) 100m	近接岸壁有り (-5) 100m
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路海陽2号 線～国道247号	臨港道路臨海緑地線 ～国道23号	臨港道路臨海緑地線 ～国道23号
	環境影響	周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に少し住宅地 や民宿等有り	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	
	その他配慮事項	上記以外で港湾管理者として配慮が必要な事項があれば記載				
備考	仮置場の分類	二次仮置き場	二次仮置き場	二次仮置き場		
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入 ○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可			
		最寄り岸壁				
		接続道路				
評 価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外				



(3) 神野地区



図：神野地区①



図：神野地区②

選定要件等		選定の考え方など	8	9	10	11	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	5.8ha	5.8ha	2.4ha	0.4ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	芝地など	コンクリート、 アスファルト舗装、 一部芝地	芝地など	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	市民、神野西緑地	岸壁利用者	市民、神野緑地	なし
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	多目的広場、野球場	貨物有（砂・コンテナ・シャーシ・スクラップ・雑品）	多目的広場	スペース有り
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	近接岸壁有り TJ04 (-10) 740m	近接岸壁有り TJ02 (-5.5) 270m	近接岸壁有り TJ02 (-5.5) 270m	近接物揚場有り (-3.5) 140m
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路1号線～国道23号	臨港道路1号線～国道23号	臨港道路1号線～国道23号	臨港道路田原大崎線
	環境影響	周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	県道2号豊橋渥美線を挟んで住宅地有り
その他配慮事項	上記以外で港湾管理者として配慮が必要な事項があれば記載						
備考	仮置場の分類	二次仮置き場	一次仮置き場	二次仮置き場	一次仮置き場		
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入 ○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可				
		最寄り岸壁					
		接続道路					
評価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外					

選定要件等		選定の考え方など	12	13	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	0.4ha	1.8ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	コンクリート、 アスファルト舗装	未舗装
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	なし	なし
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	スペース有り 工事車両・機材等有り	スペース有り
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	近接物揚場有り (-3.5) 140m	近接物揚場有り (-3.5) 140m
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路田原大崎線	臨港道路田原大崎線
	環境影響	周辺に住宅等が立地していないか？	県道2号豊橋渥美線 を挟んで住宅地有り	県道2号豊橋渥美線 を挟んで住宅地有り	
その他配慮事項	上記以外で港湾管理者として配慮が必要な事項があれば記載				
備考	仮置場の分類	二次仮置き場	二次仮置き場		
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入		
		最寄り岸壁	入		
		接続道路	○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可		
評価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外			

資料10 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表

表 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表

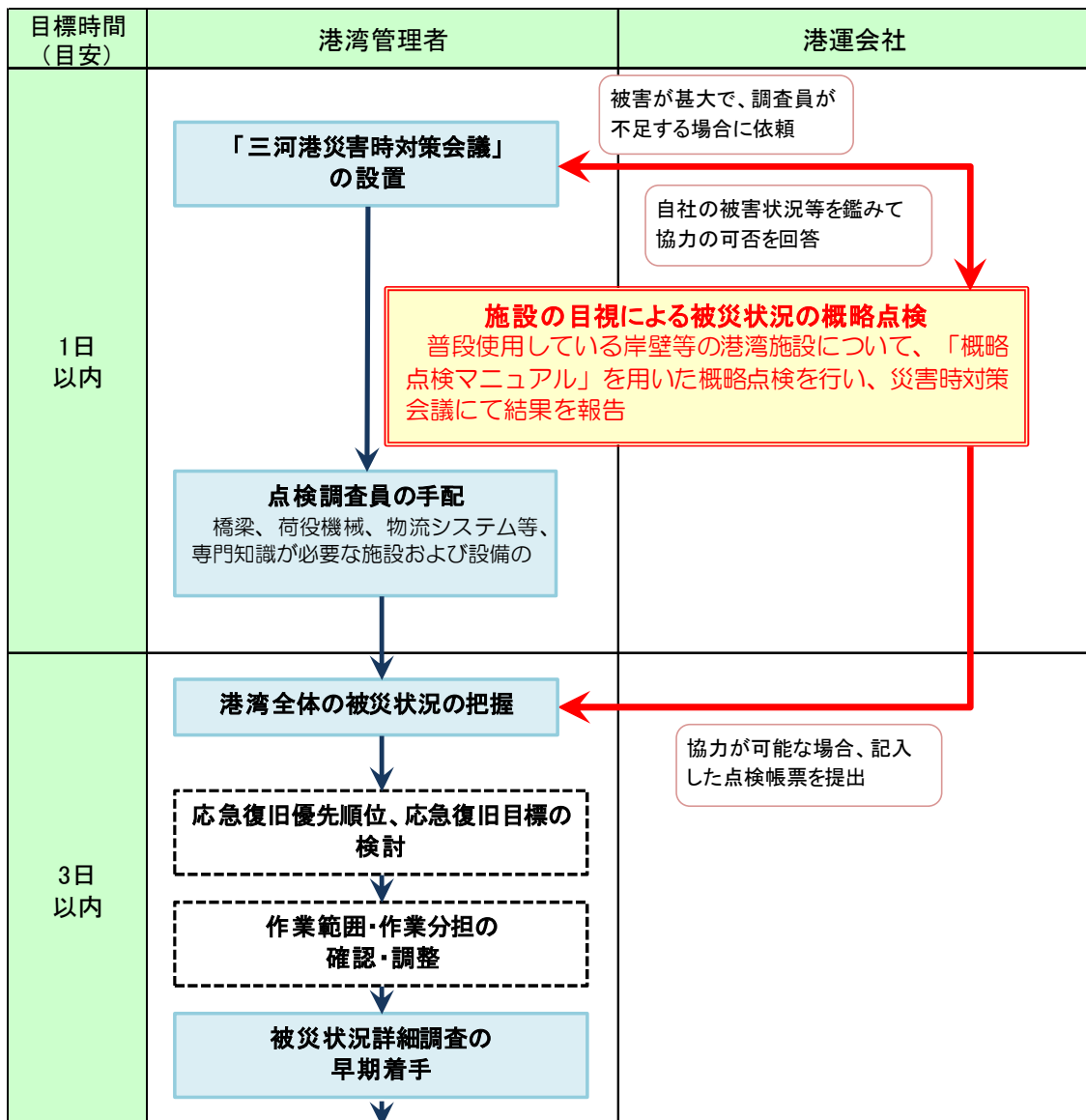
締結主体	名称	締結団体	主な内容	対象施設	実施の制限	
港務所 愛知県知多建設事務所 愛知県知立建設事務所	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に係る協定 (防災協定)	民間業者	巡視点検 応急復旧工事	点検:緊急輸送施設 (耐震強化岸壁及びその前面泊地等、 緊急輸送道路に指定されている臨港道路) 応急復旧工事:全施設	地震時の巡視は津波注意報等 が解除され安全が確認された後	
	異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定	(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	点検	緊急輸送道路に架かる15m以上の橋梁、跨線橋・跨道橋 その他特に必要と認める橋梁		
	愛知県建設部が管理する橋梁の 緊急的な応急対策の支援に関する協定書	(一社)プレストレスト・コンクリート 建設業協会中部支部 (一社)日本橋梁建設協会	建設資機材等の確保 応急復旧工事 被害状況の点検・調査		愛知県の管理する橋梁	
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な応急対策等の支援に関する協定書	(社)愛知県測量設計業協会	測量、設計、調査		全施設	
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な応急対策等の支援に関する協定書	(社)全国地質業協会連合会 中部地質調査業協会愛知県支部 愛知県地質調査業協会	点検、調査、設計		全施設	
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な災害対策支援に関する協定書	(一社)愛知県建設業協会 (社)愛知県土木研究会 (社)日本建設業連合会中部支部	復旧工事		全施設	
道路公社	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に係る協定 (防災協定)	民間業者(地元建設業者)	巡視点検 災害応急工事	公社が管理する有料道路施設	地震時の巡視は大津波警報が解除され、 安全が確認された後	
	異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定	(社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	被災調査 通行可否に関する助言 応急復旧対策等に関する助言等	緊急輸送道路の橋梁及びトンネル、跨線橋及び跨道橋 その他公社が必要と認める橋梁及びトンネル	地震時の調査は大津波警報が解除され、 安全が確認された後	
中部地方整備局	災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設 (港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 中部支部 (社)日本海上起重技術協会 中部支部 中部港湾空港建設協会連合会			国有港湾施設及び直轄施行の海岸保全施設	
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(一社)海洋調査協会会長				
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(社)日本潜水協会会長				
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長				
	災害時における伊勢湾浮体式係留施設の 緊急出動業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 中部支部				
	防災エキスパート活用に関する協定書	NPO法人中部みなと防災ネット理事長				
	港湾におけるTEC-FORCEと連携した水中部潜水調査に関する協定	(社)日本潜水協会会長				

## 資料11 発災時概略点検マニュアル

本マニュアルで点検する内容は、あくまで「被災状況の把握」を目的としたものであり、詳細な復旧工法の最終決定や工事数量の算定に用いるものではなく、最終的な詳細復旧方針は、専門家による詳細調査の後に決定されるものとする。

また、現段階では本マニュアルは暫定版である。今後、実効性を高めるべく、実地訓練等を通じて関係者間で継続協議を行い、順次更新していくものとする。

### ■点検依頼から報告までの流れ



## ■点検時の留意事項

**※危険と判断される場合は、点検に行かず、「危険」と報告して下さい※**

**【現地に持参するもの】**

- ・メジャー（コンベックス）、チョーク、デジタルカメラ
- ・本点検マニュアル（帳票付）

**【点検時の留意事項】**

- ・必ずヘルメット、ライフジャケット、動きやすい靴を着用して下さい。
- ・その他必要に応じて、防寒着、軍手等
- ・複数名（2名以上）で行動して下さい。

※上記備品は、普段から事務所に常備しておく必要があります。

## ■着眼点及び記述内容

施設	着目点および記述内容
岸壁本体	船舶の着岸、荷役が安全にできそうか
エプロン	不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
荷捌き地	不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
荷役機械	稼働できそうか、エンジンは作動するか
前面泊地	浮遊物の散乱状況、水没物の可能性、油の流出状況
その他	背後道路の瓦礫の散乱状況、 SOLAS フェンス、電気設備等の状況

# 發災時概略点檢帳票

## 【発災時概略点検帳票】

※目視により、被災状況の概要を記載する

◎：被害は見られない。 ○：使用できそう、または早期に修復できそう。 ×：被害が甚大で短期間では修復できなさそう。（直感で良い）

施設名		地区 <span style="float: right;">（例：神野地区 4号岸壁）</span>		
確認日時		月 日 時 分(頃)		
点検者名		（連絡先）		
施設	被災状況(判定)		備考	写真番号
	(◎ or○ or ×)		（被災状況：被災内容をできるだけ具体的に記載）	
岸壁本体			着目点：船舶の着岸、荷役が安全にできそうか。	
ヤードの 不陸・段差	エプロン		着目点：不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等	
	荷捌地		着目点：不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等	
記入例（岸壁）	本体	○	大きな損傷は見られない。 岸壁法線の凹凸は20cm程度で船舶は安全に着岸できそうである。	参考写真①
記入例 （ヤードの不陸・段差）	荷捌き地	×	延長100mに渡って50cm程度の段差が生じている。 このままでは荷捌きは出来ない。	参考写真②

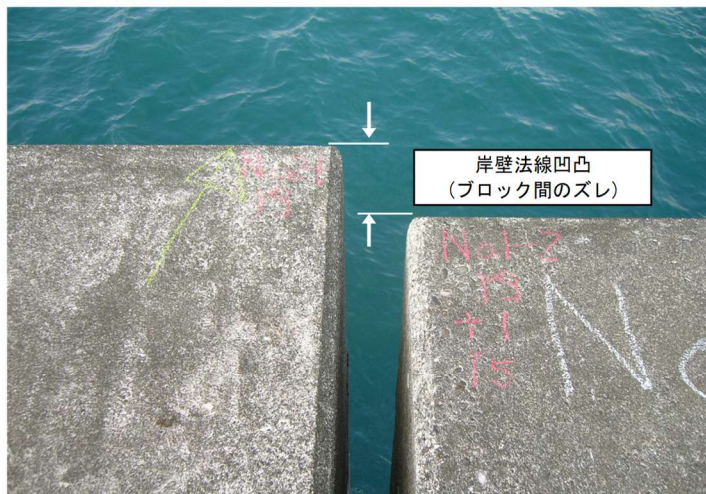


## 【発災時概略点検帳票】

施 設		被災状況（判定）	備 考	写真番号
		（◎ or O or ×）	（被災状況：被災内容をできるだけ具体的に記載）	
荷役機械	ガントリークレーン ストラドルキャリア フォークリフト レッカー ( ) ※該当機械に○		着目点：稼働できそうか。エンジンは作動するか。	
前面泊地	コンテナ 自動車 船舶 木材 その他瓦礫 ( ) ※浮遊物に○		着目点：浮遊物の散乱状況、水没物の可能性、油の流出	
その他	( ) ※早期荷役作業の再開に対する課題点など、気づいた点		着目点：背後道路の瓦礫の散乱状況や、SOLASフェンス、電気設備等	
記入例 （荷役機械）	○ガントリークレーン	×	クレーン事態に大きな損傷は無いが、おそらく浸水による電気系統の損傷で作動できない状態。クレーンレールが蛇行しており、走行できない。	参考写真③
記入例 （前面泊地）	○木材 ○コンテナ	×	コンテナや木材が泊地全面に多数浮遊。船舶は入れない。 水没物も多数あるものと想定される。	参考写真④

写真貼付シート

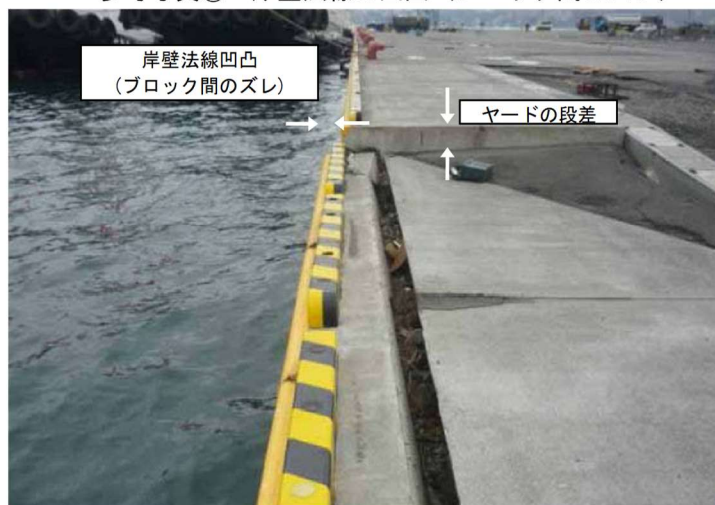
参考写真



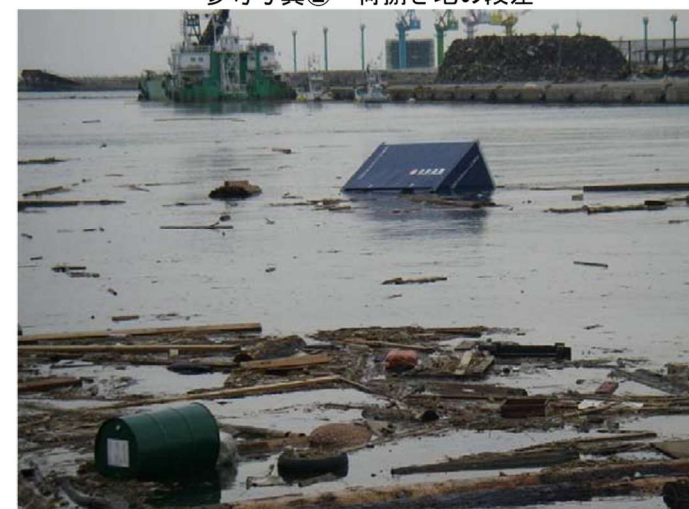
参考写真① 岸壁法線の凹凸 (ブロック間のズレ)



参考写真② 荷捌き地の段差



参考写真③ 岸壁法線の凹凸、ヤードの段差



参考写真④ 岸壁前面の漂流物

※上記写真は、(独)港湾空港技術研究所の東日本大震災における災害調査報告資料などから抜粋したものである。

港湾施設被害状況等整理表

令和 年 月 日 時点

地区	心頭	岸壁	構造形式	規模			被害状況					利用者要望等	復旧優先度
				水深(m)	数量(バース)	延長(m)	航路・泊地	岸壁	背後ヤード	臨港道路 内陸道路	応急復旧による 使用可否		
蒲郡地区	蒲郡ふ頭	4号	矢板式	-10.0	1	185							
		5号	矢板式	-7.5	3	390							
		7号	矢板式	-5.5	1	90							
		8号	矢板式	-7.5	3	390							
		9号【耐震】	矢板式	-10.0	1	185							
		11号	重力式	-11.0	1	250							
	浜町ふ頭	1号	矢板式	-10.0	1	185							
		2号	矢板式	-7.5	1	130							
	竹島ふ頭	2号	重力式	-7.5	1	131							
		3号	重力式	-7.5	1	134							
豊橋地区	神野ふ頭	3号	矢板式	-7.5	7	910							
		4号	矢板式	-10.0	4	740							
		7号	矢板式	-12.0	4	917							
		8号	重力式	-12.0	1	240							
	船渡ふ頭	2号	矢板式	-5.5	5	450							
		3号【耐震】	矢板式	-4.5	6	360							
田原地区	田原ふ頭	2号【耐震】	矢板式	-5.5	1	100							
		2号	矢板式	-5.5	3	300							
御津地区	御津ふ頭	1号	矢板式	-5.5	2	200							

※本様式は、公共岸壁の応急復旧優先順位を決定するために用いるものとする。

資料13 散乱物の除去方法等



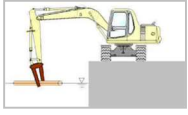
(1) 散乱物の除去方法：水域、陸域での回収、運搬方法

(1-1) 散乱物の回収、運搬の具体的な方法

- ・三河港務所は、建設業関係団体等に散乱物等の回収と仮置き場への運搬を指示する。
- ・建設業関係団体等は、散乱物等を回収、運搬（仮置き場を管理）する。
- ・港運業者等は、取扱貨物を回収し、貨物ヤードで保管する。



		実施者	実施方法
水域	港湾区域	三河港務所	○埋立浚渫協会等に漂流物・沈降物の位置情報や回収場所、作業優先順位、回収物を陸揚げする岸壁等を指示
		埋立浚渫協会等	○漂流物・沈降物を回収 <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚濁防止膜等により漂流物を囲い込み</li> <li>・起重機船、ガット船等により漂流物・沈降物を掴み揚げ</li> <li>・岸壁際のはバックホウ等により漂流物・沈降物を掴み揚げ</li> <li>・沈降物の揚収の際、必要に応じて潜水協会に協力を依頼する</li> </ul> ○漂流物・沈降物を一時仮置き場に運搬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸揚げした物をダンプトラック等により一次仮置き場に運搬する</li> </ul>
		海上保安部	○人命を優先しつつ、可能な範囲で漂流物の曳航などを支援する
陸域	係留施設 臨港道路	三河港務所	○建設業関係団体等に散乱物の位置情報や運搬ルート、作業優先順位等を指示 ○エリアや岸壁ごとに作業を実施する業者を振り分ける
		建設業関係団体等	○散乱物を回収 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ等により散乱物を収集</li> </ul> ○散乱物を一時仮置き場に運搬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集物・処分貨物をダンプトラック等により一次仮置き場に運搬</li> </ul>
		港運業者	○散乱した取扱貨物を回収して保管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフト等により散乱貨物を収集、整理</li> </ul> ○散乱貨物の取り扱いの確認と処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主に散乱貨物の取り扱いを確認</li> <li>・処分貨物の運搬について必要に応じて建設業者に協力を依頼する</li> </ul>

■参考：漂流物の揚収方法

汚濁防止膜等による囲い込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流物は、風向きにより、位置を変えるため、揚収作業が非効率になる</li> <li>汚濁防止膜等で漂流物を囲い込み、岸壁の前面や作業船の前面に集める</li> </ul>	
起重機船	<ul style="list-style-type: none"> <li>曳航式であると、引船が起重機船の前を航行し、漂流物をかき分けて進む形となり、スクリュウに異常物を巻き込む恐れがあり、押航式のものを使用</li> <li>起重機船は、余り動かずに漂流物を船の前面に集めて揚収</li> <li>ガット船と比較した場合、喫水が浅いので、比較的浅い場所に配置</li> </ul>	
ガット船	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット船は、起重機船と比較して、喫水が深いものの、自船アンカーを備え、機動性に優れ、比較的深い場所に配置</li> <li>揚収には、オレンジバケットを使用</li> </ul>	
バックホウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸壁際に原木が漂流している場合、岸壁上からフォークアタッチメント付きのバックホウで揚収</li> </ul>	

出典：非常災害時における航路啓開作業要領（国土交通省港湾局、H26.3）

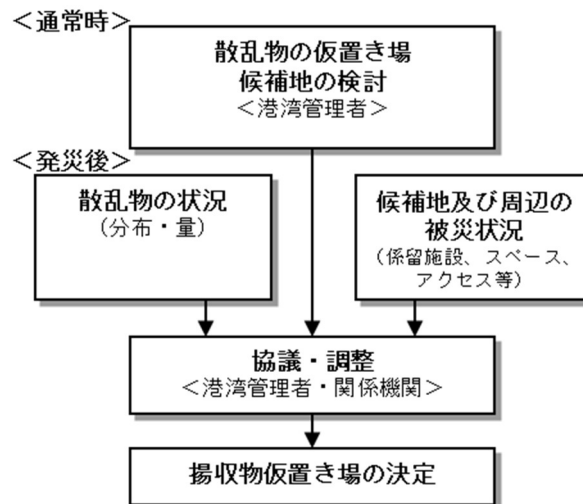
■参考：沈降物の揚収方法

起重機船	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉掛けしてクレーンで吊り上げる方法（A）、バケット等を装着して掴み揚げる方法（B）がある</li> <li>（A）玉掛けが可能な物に適用/沈降物が折り重なるなどの状況により玉掛けができない場危険な場合がある/有価物を揚収する場合、価値を減少させない方法</li> <li>（B）バケットでの掴むことが可能な物に適用/玉掛けと比較して、沈降物を破損させる可能性が大きい、迅速な揚収が可能</li> <li>ガット船と比較した場合、喫水が浅いため、比較的浅い場所に配置できる</li> <li>沈降物の重量が不明な場合、クレーンの吊上能力が大きめのものを選択せざるを得ない</li> </ul>	
ガット船	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラブ容量が4 m<sup>3</sup>のものが多く、起重機船より吊上能力で劣る</li> <li>津波により堆積した土砂、野積場から流出して岸壁前面に堆積した碎石等を撤去</li> <li>起重機船と比べて喫水が深いものの、自船アンカーを備えていて機動性に優れ、比較的深い場所に配置する</li> </ul>	
ガットバージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット船と同様のクレーンを装備し、台船を掘り込んだ形の幅広く浅めの船倉を有しており、揚収方法は、ガット船と同様</li> <li>ガット船と比べて、喫水が浅いため、比較的浅い場所に配置できる</li> </ul>	
グラブ浚渫船	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット船と比べてクレーン能力やバケット寸法が大きく、大きく重量があるものを掴むこと可能</li> <li>自船内に揚収物を載せておくスペースが広くなく、台船を使用する等の対応が必要</li> <li>津波により堆積した土砂、野積場から流出した岸壁前面に堆積した碎石等を撤去できる</li> <li>押航方式やスパッドを装備しているものが多く、機動性に優れる</li> </ul>	

## (2) 仮置き場の確保

### (2-1) 散乱物仮置きの手順

- ・災害発生時、航路啓開作業による揚収物は、膨大な量になると想定され、仮置き場が確保できなければ、航路啓開に着手できない。
- ・港湾管理者は、事前に候補場所を検討するとともに、発災後、速やかに仮置き場を確保する。
- ・仮置き場は、事前検討した候補地を基本に揚収場所との距離や被災状況等を勘案し、選定する。
- ・港湾管理者は、揚収物を各港の仮置き場で一時保管後、所在自治体が設置する災害廃棄物仮置き場に受け渡す。



図：散乱物の仮置き場の決定の手順



図：東日本大震災における揚収物の仮置き状況

出典：伊勢湾 BCP 協議会第 19 回作業部会資料（伊勢湾 BCP 協議会、R5.1）

(2-2) 仮置き場選定の考え方と選定フロー

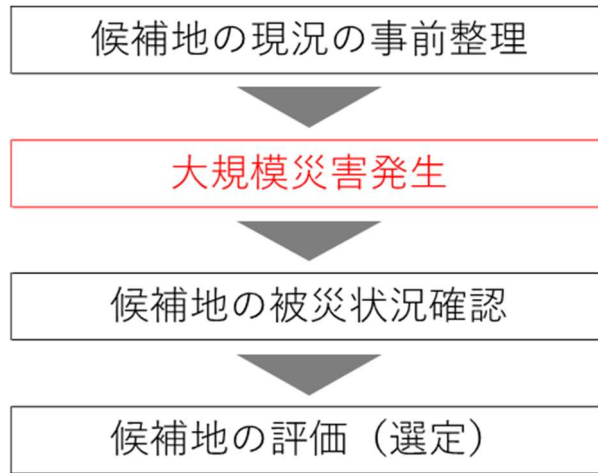
- ・仮置き場の選定には、関係者の合意を得るため、客観的な選定理由が求められる。
- ・選定にあたり、土地の現況や利用状況、被災状況（液状化や陥没）等の必須要件と、アクセス性や環境影響などの優先要件を踏まえる。
- ・さらに不足する場合の候補地として、オイルフェンスを用いた海上での保管なども検討する。
- ・仮置き場の候補地毎に土地の現況や利用状況など選定要件となる情報を事前に整理する。
- ・発災後、事前検討した候補地から揚収場所との距離や被災状況（液状化や陥没）等を勘案して選定する。

必須要件	土地の現況	揚収物や散乱物の量に対する広さ・受入容量（*ha 以上）
	利用状況	既存の仮置き量や管理運用を踏まえた仮置き空間の確保可否
	被災状況	被災による候補地が使用可否 液状化や陥没等の被害有無

優先要件	アクセス	最寄岸壁や接続道路は使用可否
		一次仮置き場と二次仮置き場間の距離
	環境影響	周辺における住宅等の立地状況
	その他配慮事項（岸壁の老朽化、復旧中の岸壁利用有無等）	

揚収物仮置き場として選定

図：仮置き場の選定の考え方（イメージ）



図：揚収物仮置き場の選定フロー



(2-3) 候補地のチェックリスト等の作成

- ・仮置き場を選定する順番の設定は難しい/候補地の選定要件を事前に整理したチェックリスト、位置図を作成する。
  - ・チェックリストは、定期的に情報を更新し、仮置き容量が不足する場合に備えて、候補地の追加を検討する。
  - ・災害時、チェックリストで整理した候補地の中から、選定の考え方に従い、仮置き場を選定する。
- ※三河港の候補地のチェックリストについては資料9に記す。

表：揚収物仮置き場候補地のチェックリスト作成イメージ【△△地区】

選定要件等		選定の考え方など	候補地A	候補地B	候補地C	候補地D	
事前整理事項	所有者	土地の所有者は誰か？	〇〇県	〇〇県	〇〇県	〇〇県	
	土地の現況	面積	広さは十分であるか？	**ha	**ha	**ha	**ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	コンクリート舗装	未舗装	芝地など	芝地など
	利用状況	利用者	民間企業ではないか？	**株式会社 **保税蔵置所	**株式会社 **土場	市民 **野球場	市民 **公園
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	貨物有 (**等)	貨物有 (**等)	野球場	多目的広場
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	隣接**岸壁、水深10m、延長200m	隣接**岸壁、水深7.5m、延長150m	近接**岸壁、水深7.5m、延長150m	最寄り岸壁無し
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路**号線	臨港道路**号線	臨港道路**号線	臨港道路**号線
環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	国道**号を挟んで医療機関、住宅地有り	
その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が必要な事項があれば記載	事前に記入				
発災後確認事項	被災状況	候補地					
		最寄り岸壁					
		接続道路					
評価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 - 選定外	発災後に記入				

(3) 仮置き場の管理：管理の体制、方法（分別方法、一次・二次仮置き場の使い分け、作業機械の確保等）/自治体処分場への搬出方法

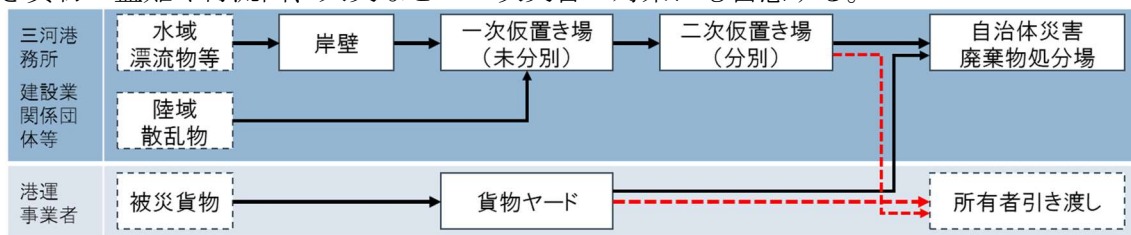
(3-1) 仮置き場の具体的な管理方法

- ・三河港務所は、建設業関係団体等に散乱物等の仮置き場の管理を委託する。
- ・建設業関係団体等は、仮置き場を管理、自治体の処分場へ搬出する。

	実施者	実施内容
仮置き場の管理	三河港務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業関係団体等に一次仮置き場、二次仮置き場の管理を指示</li> <li>・必要に応じて、揚収物・廃棄物の具体的な分別方法について環境部局と相談する</li> <li>・分別方法や処分先（自治体処分場）について、必要な監督者や誘導員、車両、作業方法等を指示、見取り図は所有者と調整し可能な範囲で建設業関係団体に提供</li> <li>・自治体の災害廃棄物処分場への搬出を自治体と調整</li> </ul>
	建設業関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理者の指示に従い、一次仮置き場、二次仮置き場を管理</li> <li>・一次仮置き場の飽和状況を踏まえ、散乱物を二次仮置き場に運搬</li> <li>・港湾管理者の指示に従い、自治体の災害廃棄物処分場に搬出</li> <li>・仮置き場の管理や散乱物の搬出入に必要な作業機械等を確保</li> </ul>

※外国の仮置き貨物の手続きは税関が実施する。なお、税関チェック貨物は他の貨物と混在させないように注意する。

※仮置き貨物の盗難や再流出、火災などの二次災害の対策にも留意する。



----- 有価物 -----> その他

※有価物とその他貨物等の処理の流れは上記に限らず必要に応じて適切に処理する。

図：散乱物・漂流物の処理の流れ

(4) 有価物の取り扱い

(4-1) 所有者確認の手順/被災貨物の保管場所

- ・三河港務所は、貨物以外の有価物（車、船舶等）を保管し、所有者を確認する。
- ・港運業者は、被災貨物を自ら保管し、その取り扱いを荷主に確認する。
- ・基本的に税関が外国貨物の有価物の取扱いを荷主に確認・判断するが、仮置き場の安全確保などの状況に応じて仮置き場へ移動しても問題ない。

対象	有価物の回収・運搬	有価物の保管	所有者の確認※2
自動車	・三河港務所が回収、仮置き場に運搬※1	・三河港務所が仮置き場で保管※1	・三河港務所が市と連携して車両ナンバーから所有者に連絡
船舶	同上	・三河港務所が仮置き場で保管、漁業組合やマリーナ管理者等に連絡※1	・漁業組合、マリーナ管理者等が登録情報等に基づき、所有者に連絡
漁具・漁網	同上	・三河港務所が仮置き場で保管、漁業組合に連絡※1	・漁業組合が所有者に連絡
貨物	・港運事業者が回収・運搬	・港運事業者が貨物ヤードで自ら保管	—

※1：建設業関係団体等に委託

※2：所有権放棄、所有者特定不能の場合、処分（引取業者に引き渡し）



図：車両の仮置き状況と貨物の保管状況

三河港 BCP 協議会推進体制



## 資料15 三河港 BCP 協議会規約

### 三河港 BCP 協議会規約

(名称)

#### 第1条

本協議会は、「三河港BCP協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

#### 第2条

協議会は、三河港において「地震・津波」、「高潮」による災害に備えて策定した「三河港BCP(港湾機能継続計画)」について、継続的な議論や訓練等により、実効性の高い計画への改善・見直しや事前対策の推進等を行うことを目的とする。

(業務)

#### 第3条

協議会は、目的を達成するため、以下の業務を行う。

(平常時)

- ① 関係機関における三河港BCPの内容の共有
- ② 三河港BCPの改善・見直し
- ③ 事前対策の推進・進捗管理
- ④ 災害対応訓練の実施
- ⑤ 津波・高潮避難訓練の実施
- ⑥ その他三河港BCPの推進・改善に必要な事項

2 前項の業務に係る個別の課題について、構成員等(構成員以外の者も含む)が随時開催するワーキングや勉強会において取り組むものとする。

(構成員)

#### 第4条

協議会は、別紙に掲げる三河港に関連する行政機関、三河港を利用する民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて別紙以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会長)

#### 第5条

協議会に会長をおく

- ① 会長は、愛知県三河港務所長をもって充てる。
- ② 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

(事務局)

#### 第6条

協議会の事務局は、愛知県三河港務所総務課内におく。

(会議の開催)

第7条

- ① 協議会は、原則として毎年度6月に開催し、それ以降は必要に応じて開催する。
- ② 協議会は、会長が必要に応じて招集することができる。
- ③ 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第8条

大規模災害時(地震、津波、高潮、重大事故)は、発生後に「三河港災害時対策会議」を愛知県三河港務所内に設置し、情報共有、各種対応に向けた調整を行うものとする。

(規約の改正)

第9条

この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認をもって適用される。

(雑則)

第10条

この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

平成27年6月25日から改正施行する。

平成28年2月18日から改正施行する。

表 三河港 BCP 協議会構成員一覧

	機 関 名
港湾関係者	豊橋港港湾施設運営協議会
	豊橋港運協会・田原港運営協議会
	蒲郡港運協会
	豊橋港船舶代理店会
	蒲郡港船舶代理店会
	伊勢三河湾水先区水先人会
	三河港コンテナターミナル株式会社
	衣浦港三河港船舶保安情報センター（株式会社東洋信号通信社）
建設業関係	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部
	一般社団法人 愛知県建設業協会
	愛知県港湾空港建設協会
	東三土木研究会
臨海部企業	神野地区防災自治会
	三河湾明海地区産業基地運営自治会
	御津臨海企業懇話会
	三河港振興会蒲郡地区委員会防災部会
	田原臨海企業懇話会
地元市町	豊橋市 産業部
	豊川市 産業環境部
	蒲郡市 建設部
	田原市 商工観光部
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署
道路管理者	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
	愛知県東三河建設事務所
行政	国土交通省 中部運輸局 海事振興部
	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署
	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課
事務局	愛知県 都市・交通局 港湾課
	愛知県三河港務所

令和6年6月28日現在